

令和6年11月8日

業務課からのお知らせ

1. 現行の健康保険証の廃止に伴う新規発行終了について

令和5年12月27日「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、現行の健康保険証の廃止日を令和6年12月2日とすることが決定され、廃止日以降は健康保険証の新規交付・再交付ができないこととなりました。

令和6年12月2日以降は、主にマイナンバーカードに保険証利用の登録をした「マイナ保険証」を利用していただくこととなります。

「マイナ保険証」を利用していただくことで、医療費が高額になった場合の「健康保険限度額適用認定証」、または70歳以上の方に発行される「健康保険高齢受給者証」の提示が不要となりますことをお知らせいたします。

なお、現行の健康保険証の新規発行、また回収などにつきまして、次のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

(1) 現行の健康保険証の取扱い

新規発行について

郵便、または発行作業等の事情により、次のとおりの対応とさせていただきます。

●令和6年11月28日（木）当組合到着分・・・現行の健康保険証を発行いたします。

（ただし、令和6年12月1日加入者事前点検分まで）

●令和6年11月29日（金）当組合到着分・・・現行の健康保険証の発行はいたしません。➡（2）へ

現行の健康保険証の経過措置について

●現行の健康保険証をお持ちの方は、経過措置として、令和7年12月1日まで現在と変わらずにご利用いただけます。

(2) 保険証廃止後（令和 6 年 11 月 29 日（金）当組合到着分【令和 6 年 12 月 2 日（月）以降加入者】）の対応について

新規加入者で、マイナ保険証をお持ちでない方などに対しては、申請によらず「**資格確認書**」（A 4 紙様式）を発行いたします。

ただし、当組合でマイナ保険証の紐づけを確認するため、発行まで時間を要する場合があります。そのため、医療機関を受診する予定があるなど早期交付を希望の際には、申請（「資格取得届」等に希望欄等設ける予定）をお願いいたします。

なお、資格確認書は「電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付する」と定められているため、加入者全員に交付することは認められておりません。

※当組合の資格確認書（予定）

- A 4 紙様式

- 有効期限・・・令和 7 年 12 月 1 日まで（現行の保険証の経過措置期間に合わせる）

その他、発行時期・希望欄を設けた「資格取得届」等の新様式等につきましては、**令和 6 年 11 月の最後の週中に**準備を整え、改めてホームページ等でお知らせいたします。

※現行の保険証の回収について

現行の健康保険証につきましては、令和 7 年 12 月 1 日までに退職等で資格喪失となった場合には、回収が必要となります。

【参考資料】

- 保険証廃止に関するスケジュールについて

- 令和 6 年 12 月 2 日以降の医療機関の受診方法